

平成31年4月から産前産後期間の 保険料免除制度が始まりました

○免除期間について

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産をいいます。
（死産、流産、早産された方を含みます。）

日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができます。

●日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

○対象者について

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○届出時期について

出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。

○届出先について

- ・白鷹町役場 町民課戸籍年金係
- ・米沢年金事務所

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、
月額16,410円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

申込みは、米沢年金事務所または、金融機関の窓口での手続きになりますので、詳しくは、役場町民課戸籍年金係窓口（☎85-6129）にお問合せください。

○口座振替がオトク！

忙しくて金融機関の窓口やコンビニで支払う時間がないという方は口座振替が便利です。まとめて前払い（前納）すると、割引が適用されてお得です！

自分にあった支払方法
で期限内に納付しよう！



免除・納付猶予制度のお知らせ

国民年金保険料は毎月納めていただくことになっていますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受けることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除は、**減額された保険料を納めないと未納期間**となりますので必ず納めてください。

②納付猶予制度

50歳未満の方（※）で、**本人及び配偶者**それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料納付が猶予されます。
※平成28年6月以前の期間は30歳未満であった期間が対象となります。なお、学生の方は学生納付特例をご利用ください。

○免除・猶予制度の申請について

免除・猶予制度の申請は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を役場町民課戸籍年金係または年金事務所に提出してください。（郵送も可）

■免除・納付猶予申請

必要なもの：基礎年金番号のわかるもの、印鑑、雇用保険受給資格者証など（失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合）

■学生納付特例

必要なもの：基礎年金番号のわかるもの、印鑑、在学期間がわかる学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本

これまで同様、基礎年金番号により申請が可能ですが、申請者本人が窓口で個人番号（マイナンバー）により申請を行う場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、マイナンバーを確認できる書類（通知カードなど）及び身元確認書類（免許証など）を提示してください。

○未納だと損をします！「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…		含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…		計算される	計算される(注1)	計算される(注2)	計算されない	計算されない

(注1,2) 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

●全額免除の場合…2分の1 ●3/4免除の場合…8分の5 ●半額免除の場合…4分の3 ●1/4免除の場合…8分の7

※平成21年3月以前の免除期間は、上記の割合と異なります。

(注2) 「一部免除」については、減額された保険料を納めないまま2年を越えると、時効により納めることができなくなります。

免除期間の保険料は

あとから納めることができません

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

これを補うために、10年以内であればあとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」と言います。

日本年金機構 米沢年金事務所 「移動年金相談日」(予約制)

6月19日(水) 白鷹町・中央公民館
7月24日(水) 長井市・長井市役所
9月18日(水) 白鷹町・中央公民館
10月23日(水) 長井市・長井市役所
12月18日(水) 白鷹町・中央公民館
1月22日(水) 長井市・長井市役所
3月18日(水) 白鷹町・中央公民館

◆予約時間
白鷹町 10時～14時
長井市 9時30分～14時